

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 都市整備部

事業種名： 住宅団地の建設

1 取組の概要

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っている。

また、建物の耐久性を配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において、地球環境の保全に努めている。

さらに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負荷を少なくするよう努め、また、再生品の使用を推進し、再資源化に努めている。

2 主な成果

省エネルギー化を推進するため、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具、共用部及び住戸内照明に LED 器具やマシンルームレスエレベーターの採用し、節水対策や電力削減を図ってきた。

また、各住戸へ電気の使い過ぎ警報機能付き分電盤、給湯器は潜熱回収型給湯器を採用し、電力やガスの使用量の縮減を図っている。

3 今後の方針

県営住宅の建設に際しては、居住環境の向上、周辺環境との調和、資源環境の有効利用などに引き続き努め、今後も環境配慮方針に整合した、県営住宅団地の建設を推進して参りたい。

4 課題

「再資源化しやすいもの、再生品などを優先的に使用」においては、市場流通量及び一社指定の課題がある。

5 事業一覧

別表 2 のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和元年度

部局名：都市整備部

事業種名：住宅団地の建設

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	2 7 県住久喜青葉団地	施工段階	14	12	85.71428571	4
2	2 8 県住本庄小島団地	施工段階	14	12	85.71428571	4
3	2 8 県住大宮植竹団地	施工段階	14	12	85.71428571	4
	合計		42	36		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	27県住久喜青葉団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	久喜市青葉2丁目地内
計画期間	平成27年度～令和元年度	段階	施工段階

事業の概要：
平成27年度～令和元年度の事業として、県営久喜青葉団地内の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅67戸を建設するものである。

建築物概要：
久喜青葉団地 鉄筋コンクリート造 8階建て
延べ面積 3,493㎡（新築工事）

【住戸タイプ構成】

・2Kタイプ	28戸
・2DKタイプ	26戸
・3DKタイプ	11戸
・車イス対応1DKタイプ	1戸
・車イス対応2DKタイプ	1戸

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。
- ・砕石は再生砕石を使用し、再資源化を促進した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	27 県住久喜青葉団地
-----	-------------

各種計画との整合等	配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
	企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
個別事項 ① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○						1-1①
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○						1-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○				1-3⑥
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○				1-3⑤
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○					1-3⑤
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○	○				1-3⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。				○	✓	✓	
	③ 交通流の秩序化を図る。	○	○	○				
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	○	○	✓		
	後掲（森林の整備と保全）							
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。				○	-		

	⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。				○	-		
基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進								
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	○				1-3②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○				1-3③
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○	○	✓	✓	1-4③,1-6⑥
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	○	✓	✓	1-4①,1-6⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	○	○	✓		1-4②④
	④ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。		○	○	○	-		1-4③
	⑤ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○	○	○			1-5②
	⑥ 建物の耐久性に配慮する。		○	○	○			1-5①
基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進								
個別事項	① 建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○	-		解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○	-		解体を伴う場合のみ
基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		○	○				1-2③,1-3④
	② 節水機器の採用に努める。		○	○				1-3⑤

個別事項	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		○	○				1-2③,1-3④
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	○				1-2③,1-3④,2-1③
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	○	-		1-6④a
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○	-		1-6④b

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり								
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○					
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○					
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○				1-2①,2-1③④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。				○	✓	✓	
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○				2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○				2-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○	✓	✓	1-2②
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○						2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○						2-1①

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり								
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。			○	○	✓	✓	1-6①a
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。			○	○	✓	✓	1-6②
	② 地下水汚染防止対策に努める。			○	○	✓	✓	1-6②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	1-4⑤
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。			○	○	✓	✓	1-6③c
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。			○	○	✓	✓	1-6③a
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。			○	○	✓	✓	1-6③b,1-6①b
基本的配慮事項 5 災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○					
基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり								

基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○				2-2③
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○				
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		1-2①,2-2①②

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
86%	14	12
総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	28県住本庄小島団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	本庄市小島1丁目地内
計画期間	平成28年度～令和元年度	段階	施工段階
事業の概要： 平成28年度～令和元年度の事業として、県営本庄小島団地内の老朽化した住棟を建て替えることにより 県営住宅60戸を建設するものである。			
建築物概要： 本庄小島団地 鉄筋コンクリート造 5階建て 延べ面積 3,316㎡（新築工事） 【住戸タイプ構成】 ・2Kタイプ 20戸 ・2DKタイプ 23戸 ・3DKタイプ 9戸 ・車イス対応2DKタイプ 1戸 ・車イス対応1DKタイプ 2戸 ・4DKタイプ 5戸			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。
- ・砕石は再生砕石を使用し、再資源化を促進した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	28 県住本庄小島団地
-----	-------------

各種計画との整合等	配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
	企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
個別事項 ① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○						1-1①
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○						1-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○				1-3⑥
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○				1-3⑤
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○					1-3⑤
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○	○				1-3⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。				○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	○				
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	○	○	✓		
	後掲（森林の整備と保全）							
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。				○	-		

	⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。				○	-		
基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進								
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	○				1-3②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○				1-3③
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○	○	✓	✓	1-4③,1-6⑥
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	○	✓	✓	1-4①,1-6⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	○	○	✓		1-4②④
	④ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。		○	○	○	-		1-4③
	⑤ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○	○	○			1-5②
	⑥ 建物の耐久性に配慮する。		○	○	○			1-5①
基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進								
個別事項	① 建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○	-		解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○	-		解体を伴う場合のみ
基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		○	○				1-2③,1-3④
	② 節水機器の採用に努める。		○	○				1-3⑤

個別事項	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		○	○				1-2③,1-3④
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	○				1-2③,1-3④,2-1③
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	○	-		1-6④a
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○	-		1-6④b

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり								
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○					
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○					
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○				1-2①,2-1③④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。				○	✓	✓	
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○				2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○				2-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○	✓	✓	1-2②
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○						2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○						2-1①

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり								
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。			○	○	✓	✓	1-6①a
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。			○	○	✓	✓	1-6②
	② 地下水汚染防止対策に努める。			○	○	✓	✓	1-6②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	1-4⑤
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。			○	○	✓	✓	1-6③c
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。			○	○	✓	✓	1-6③a
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。			○	○	✓	✓	1-6③b,1-6①b
基本的配慮事項 5 災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○					
基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり								

基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○				2-2③
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○				
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		1-2①,2-2①②

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
86%	14	12
総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	28県住大宮植竹団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	さいたま市北区植竹町2丁目地内
計画期間	平成28年度～令和元年度	段階	施工段階

事業の概要：
平成28年度～令和元年度の事業として、県営大宮植竹団地内の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅66戸を建設するものである。

建築物概要：
大宮植竹団地 鉄筋コンクリート造 6階建て
延べ面積 3,700㎡（新築工事）

【住戸タイプ構成】

・2Kタイプ	18戸
・2DKタイプ	24戸
・3DKタイプ	17戸
・車イス対応2DKタイプ	1戸
・4DKタイプ	6戸

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。
- ・砕石は再生砕石を使用し、再資源化を促進した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	28 県住大宮植竹団地
-----	-------------

各種計画との整合等	配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
	企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
個別事項 ① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○						1-1①
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○						1-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○				1-3⑥
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○				1-3⑤
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○					1-3⑤
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○	○				1-3⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。				○	✓	✓	
	③ 交通流の秩序化を図る。	○	○	○				
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	○	○	✓		
	後掲（森林の整備と保全）							
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。				○	-		

	⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。				○	-		
基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進								
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	○				1-3②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○				1-3③
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○				1-3①⑥
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○	○	✓	✓	1-4③,1-6⑥
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	○	✓	✓	1-4①,1-6⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	○	○	✓		1-4②④
	④ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。		○	○	○	-		1-4③
	⑤ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○	○	○			1-5②
	⑥ 建物の耐久性に配慮する。		○	○	○			1-5①
基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進								
個別事項	① 建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○			解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○			解体を伴う場合のみ
基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		○	○				1-2③,1-3④
	② 節水機器の採用に努める。		○	○				1-3⑤

個別事項	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		○	○				1-2③,1-3④
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	○				1-2③,1-3④,2-1③
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	○	-		1-6④a
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○	-		1-6④b

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり								
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○					
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○					
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○				1-2①,2-1③④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。				○	✓	✓	
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○				2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○				2-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○	✓	✓	1-2②
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○						2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○						2-1①

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり								
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。			○	○	✓	✓	1-6①a
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。			○	○	✓	✓	1-6②
	② 地下水汚染防止対策に努める。			○	○	✓	✓	1-6②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	1-4⑤
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。			○	○	✓	✓	1-6③c
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。			○	○	✓	✓	1-6③a
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。			○	○	✓	✓	1-6③b,1-6①b
基本的配慮事項 5 災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○					
基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		企画・ 計画段階	基本 設計 段階	実施 設計 段階	施工 段階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり								

基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○				2-2③
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○				
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		1-2①,2-2①②

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
86%	14	12
総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。